

○

暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「電子決済手段」、「暗号資産」、「<u>暗号資産交換業</u>」、「暗号資産の交換等」、「暗号資産の管理」、「<u>暗号資産交換業者</u>」、「<u>外国暗号資産交換業者</u>」、「<u>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者</u>」、「認定資金決済事業者協会」、「<u>暗号資産交換業務</u>」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する電子決済手段、暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産の交換等、暗号資産の管理、暗号資産交換業者、<u>認定資金決済事業者協会</u>、<u>暗号資産交換業務</u>、<u>信託会社等</u>又は銀行等をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「電子決済手段」、「暗号資産」、「<u>暗号資産交換業</u>」、「暗号資産の交換等」、「暗号資産の管理」、「<u>暗号資産交換業者</u>」、「<u>外国暗号資産交換業者</u>」、「<u>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者</u>」、「<u>認定資金決済事業者協会</u>」、「<u>暗号資産交換業務</u>」、「<u>信託会社等</u>」又は「<u>銀行等</u>」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する電子決済手段、暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産の交換等、暗号資産の管理、暗号資産交換業者、<u>認定資金決済事業者協会</u>、<u>暗号資産交換業務</u>、<u>信託会社等</u>又は<u>銀行等</u>をいう。</p>

2 「略」

2 「同上」

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第十六条 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業の業務

の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一～三 略〕

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、暗号資産交換業の利用者の保護に支障が生ずること等を防止するための措置

五 「略」

(暗号資産の性質に関する説明)

第二十一条 〔略〕

2 「略」

(暗号資産の性質に関する説明)

第二十一条 〔同上〕

2 「同上」

〔項を加える。〕

3|| 暗号資産の交換等について当該暗号資産交換業者を所属暗号資産交換業者（法第六十三条の二十二の三第一項第七号ロに規定する所属暗号資産交換業者をいう。次条第五項において同じ。）とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が暗号資産交換業の利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行つたときは、暗号資産交換業者は、同項の規定にかかるわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第十六条 〔同上〕

〔一～三 同上〕

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、暗号資産交換業の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 「同上」

(暗号資産の性質に関する説明)

第二十一条 〔同上〕

2 「同上」

〔項を加える。〕

(利用者に対する情報の提供)

第二十二条 「略」

「2～4 略」

5|| 暗号資産交換業に係る取引について当該暗号資産交換業者を所属暗号資産交換業者とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が暗号資産交換業の利用者に対し前各項の規定に準じて情報を提供したときは、暗号資産交換業者は、当該各項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該各項の規定により情報を探提供することを要しない。

6|| 7 「略」

(その他利用者保護を図るための措置等)

第二十三条 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関し、暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換

業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一～七 略」

八 暗号資産交換業者が、その行う暗号資産交換業に関し、暗

号資産の借入れを行う場合には、次に掲げる措置

イ 暗号資産交換業者による暗号資産の借入れは暗号資産の管理に該当せず、当該暗号資産交換業者が借り入れた暗号

(利用者に対する情報の提供)

第二十二条 「同上」

「2～4 同上」

「項を加える。」

5|| 6 「同上」

(その他利用者保護を図るための措置等)

第二十三条 「同上」

「一～七 同上」

八 「同上」

イ 暗号資産交換業者による暗号資産の借入れは暗号資産の管理に該当せず、当該暗号資産交換業者が借り入れた暗号

資産は法第六十三条の十一第二項の規定により当該暗号資産交換業者の暗号資産と分別して管理されるものではないこと及び当該借入れの相手方は法第六十三条の十九の二第二項の権利を有するものではないことについて、当該相手方が明瞭かつ正確に認識することができる内容により表示する措置

口 暗号資産の借入れにより暗号資産交換業者の負担する債務が当該暗号資産交換業者の返済能力に比して過大となり、又はその返済に支障が生ずることにより、利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を妨げることとならないよう、当該債務の残高を適切に管理するための体制（暗号資産の借入れを行ったときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた暗号資産の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。）を整備する措置

九

〔略〕

2

前項の規定によるもののほか、暗号資産の交換等を行う暗号資産交換業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産について、暗号資産交換業の利用者が暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うに際し、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に認識することができるよう継続的に表示する措置

資産は法第六十三条の十一第二項の規定により当該暗号資産交換業者の暗号資産と分別して管理されるものではないこと及び当該借入れの相手方は法第六十三条の十九の二第二項の権利を有するものではないことについて、当該相手方が明瞭かつ正確に認識できる内容により表示する措置

口 暗号資産の借入れにより暗号資産交換業者の負担する債務が当該暗号資産交換業者の返済能力に比して過大となり、又はその返済に支障が生じることにより、利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を妨げることとならないよう、当該債務の残高を適切に管理するための体制（暗号資産の借入れを行ったときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた暗号資産の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。）を整備する措置

九

〔同上〕

2

〔同上〕

一 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産について、暗号資産交換業の利用者が暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うに際し、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に認識できるよう継続的に表示する措置

「イ・ロ 略」

〔二～四 略〕

〔略〕

(暗号資産信用取引に関する特則)

第二十五条 〔略〕

〔略〕

3 「イ・ロ 同上」
〔二～四 同上〕
〔同上〕

(暗号資産信用取引に関する特則)

第二十五条 〔同上〕

〔同上〕

3 「イ・ロ 同上」
〔二～四 同上〕
〔同上〕

(暗号資産信用取引に関する特則)

第二十五条 〔略〕

〔略〕

3 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者から暗号資産信用取引の保証金を受領したときは、遅滞なく、当該利用者に對し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十二条第六項の規定によるものほか、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

〔一・二 略〕

4 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者との間で暗号資産信用取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十二条第七項の規定によるものほか、当該暗号資産信用取引の未決済勘定明細及び評価損益についての情報を提供しなければならない。

〔5～7 略〕

(資産の国内保有)

第三十八条の二 令第二十条の三に規定する負債の額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額（保証債務の額を含む。）から外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者に対する債務の額を控除して算定するものとする。

〔条を加える。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。